

確約事項

- ①盛土には耕作に適した良質土のみ使用し、廃棄物の処理および清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第2項に定める一般廃棄物および同条第4項に定める産業廃棄物を盛土しないこと。
- ②工事施工により損害、被害が生じた場合は、届出人の責任において善処すること。
- ③工事完了後は、農地として有効利用すること。（誓約書を添付）

農地改良工事届出手続き後の留意点

①改良農地の境界・標示

農地改良を施工する農地については、施工する者が境界を明示して、工事完了期日まで農地改良工事の表示板を設置しなければなりません。（面積が1,000㎡以内の場合は標示を要しない。）

②施工上の責務

事業者は、農地改良工事の施工に関し、隣接農地の所有者（耕作者を含む）の意見を尊重し、その理解と協力を得られるように努めるとともに、隣接農地に被害を及ぼさないように対策を講じなければなりません。

③農地改良の指導

農業委員会が必要に応じて現地調査を行い、農地改良工事が完了するまで監視指導をする場合があります。

④他の法令等の手続き

農地改良工事届出書に基づき工事を施工する場合、他の法令等の手続きを要するものは、その手続きをすべて完了した後に、工事着工しなければなりません。

④報告

農地改良工事届出者は、農地改良工事届出書に記載された工事完了後10日以内に、農地改良工事完了報告書を1部（改良工事完了後の写真添付）、農業委員会に提出しなければなりません。

農地の利用状況調査を実施します！

- 農業委員会では、毎年農地の利用状況調査を実施しております。農地改良工事届出を行った農地もその対象とし、工事完了後、農地として利用されていない場合や、残土処分場として違法転用されている場合は、指導の対象となります。改良した農地は適正に利用しましょう。



詳しくは、地元の農業委員が農業委員会へご相談ください。

いわき市農業委員会事務局 農地調整係

いわき市平堂根町4-8 市役所東分庁舎5階 ☎0246(22)7578